

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、翌日が休日である場合)  
(の翌日)

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による西尾原（本宮河原団地）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目

次

◆告 示 字の区域の変更

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による医療機関の指定

保健薬剤師の登録

土地改良法による換地処分

告 示

鳥取県告示第一百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十年八月三十日現在の地番による。）
大字本宮字河原	大字本宮字河原の全域
大字本宮字坂口	大字本宮字坂口のうち五二二の一、五一四の一の一部、五四三の四三の一部、五四五の一部以外の区域
大字本宮字河原三	大字本宮字河原三 五九七の二、五九七の七の一部、五九七の八
大字本宮字坂口	大字本宮字坂口五二二の一、五一四の一の一部、五四三の一部、五四五の一部 大字本宮字河原式のうち五五七の三、五五九の三、五六一の四、五六二の四、五七七の三、五七七の五、五七八の一、五九四の三、五八〇の六、五八七の三、五九四の一の一部、五九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字本宮字河原三 五九七の六、五九七の七の一部、五九 七の一〇の一部	大字本宮字上河原六〇一の一部及び六〇一の一部と一 体をなす国有地の一部
大字本宮字河原 五九七の二、五九七の五から五九 七の一〇まで以外の区域	大字本宮字河原三のうち五九七の二、五九七の五から五九 七の一〇まで以外の区域

## 鳥取県告示第一百二十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
浜田歯科医院 （有限会社わかば 調剤薬局）	境港市外江町二八六四	昭和六十一年二月二十日
萩原歯科医院	鳥取市瓦町六五八	昭和六十一年二月三日
円道歯科医院 （もり歯科医院）	鳥取市元町二三七	"
鳥取市南吉方三丁目四八六	米子市東町二四一	"

石 谷 薬 局

鳥取市南町四二一

## 鳥取県告示第二百二十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十一年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年三月七日

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岩垣 博美	鳥薬第五九二号	昭和六十一年二月六日

## 鳥取県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事

業に係る西尾原（本宮河原団地）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。